

○伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則

昭和 47 年 4 月 1 日
規則第 21 号

～ (抜粋) ～

(多量排出事業者となる廃棄物の排出の規模)

第 4 条 条例第 11 条の規則で定める規模は、1 の事業所につき 1 月当たりの平均的な排出量が 5 トンであることとする。

(廃棄物減量計画の提出)

第 5 条 条例第 11 条前段の規定による廃棄物減量計画の提出は、毎年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）分について、事業所ごとに、廃棄物減量計画書（様式第 6 号の 2）により、当該年度の 5 月 31 日までに行わなければならない。

2 条例第 11 条後段の規定による廃棄物減量計画の提出は、変更の事由が生じた後速やかに廃棄物減量計画書により行わなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第 6 条 条例第 12 条の廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 廃棄物減量計画の作成および実施に関すること。

(2) 事業所内における廃棄物の適正な分別および排出に関すること。

2 条例第 12 条に規定する廃棄物管理責任者は、事業所内の廃棄物の管理について権限を有する者でなければならない。

3 条例第 12 条の規定による廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任（変更）届（様式第 6 号の 3）により、選任後速やかに行わなければならない。

付 則(平成 30 年 12 月 28 日 規則第 67 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。